

VII 危機管理

危機管理体制の強化

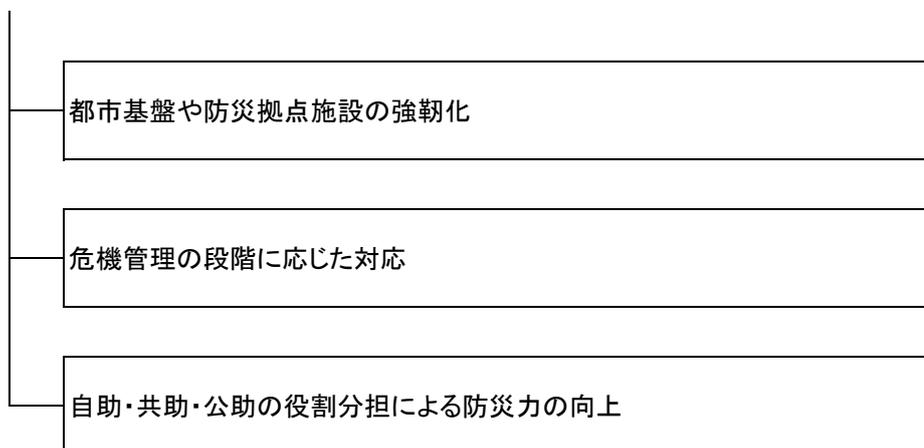
熊本地震では、我が国観測史上初となる二度にわたる大規模な地震により、多くの市民の尊い生命や大切な財産が失われました。甚大な被害により、発災直後から行政内部での情報の収集・発信及び伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、り災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかになり、これまでの防災意識や防災対策のあり方を抜本的に見直すことが必要となりました。

また、近年、多発している風水害や地震などの自然災害をはじめ、大規模な事故や事件、新たな感染症や食品などによる健康被害、さらには武力攻撃事態など、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす恐れのある危機事象は、多様化しています。

このような様々な危機事象から、市民生活の安全を守るためには、平常時からライフラインやインフラを強靱化するとともに、行政による「公助」を待つだけでなく、市民同士の支え合いなど「自助」、「共助」を高め、危機事象の発生に備えることが必要です。また、危機事象発生時には、危機の段階（フェーズ）に応じ、行政と関係機関及び市民との連携により迅速かつ的確な対応を行い、被害を最小限に抑えることが重要です。

そこで、熊本地震から得られた教訓や科学的知見を踏まえ、災害救助法に基づく救助実施市としての総合的な危機管理体制を再構築するとともに、大規模地震の発生確率の増加、異常気象の頻発・激甚化などの本市を取り巻く環境の変化に対応しながら絶えず改善を図ります。

政策の体系



第1節 都市基盤や防災拠点施設の強靱化

現状と課題

熊本地震においては、道路や橋梁、上下水道などのインフラ、災害時に避難所となる学校や公民館などの公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関に甚大な被害が生じ、市民生活や企業活動、行政活動に大きな支障をきたしました。このような大規模災害時に、市民の生命、身体、財産を守り、市民生活への被害を最小化するためには、ライフラインやインフラの強靱化が必要です。

そこで、道路や河川、橋梁、上下水道などの都市基盤や、災害時に活動拠点となる防災拠点の耐震及び耐火、耐水性能を向上させるとともに、情報環境や避難所環境を充実させるなど、「熊本市国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強い都市基盤づくりを進めます。

基本方針

- 1 都市基盤、防災拠点施設、指定避難所などの強靱化
- 2 備蓄・供給体制の整備
- 3 広域連携・受援体制の整備

事業概要

【(1) 災害に強い都市基盤の形成】

ア 道路や橋梁・河川・公園・上下水道などのインフラ、学校、社会教育施設などの公共施設、民間を含む保健・医療・福祉施設、公共交通機関などの耐震化と機能強化を行います。

イ 道路や公共交通網、エネルギー供給網、通信網の多重化を行います。

【(2) 防災拠点施設の整備】

ア 本庁舎をはじめ防災拠点施設は、大規模災害時における防災機能を発揮するため、耐震及び耐火、耐水性能を確保するとともに、庁舎及び設備などの管理者は、発災直後の点検及び応急復旧について平常時から体制を整備します。

イ 防災拠点のうち非常電源の容量不足の施設には、太陽光など再生可能エネルギーを活用した発電設備の設置を推進することで、災害時の電力を確保します。

【(3) 避難対策の強化】

ア 在宅や車中泊避難者の把握に努めるとともに、高齢者や障がいのある人、乳幼児や外国人などの要配慮者、ペット同行避難者、観光客などの帰宅困難者に対し、適切な避難環境を確保します。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所は、施設の耐震化、補強工事の推進、非構造部材の耐震化を計画的に実施するとともに、バリアフリー化に加え、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレを整備するなど、避難生活環境の向上を図ります。

【(4) 水、食料などの備蓄・供給体制の整備】

ア 家庭及び企業に対し、7日間分の水や食料の備蓄を行うよう啓発し、発災後3日間は、家庭内や避難所などの備蓄で対応し、その後は、支援物資を避難所などに供給することで対応します。

イ 行政庁舎や小中学校などについて、貯水機能付給水管などへの段階的更新を図るとともに、民間企業と防災井戸に関する協定を締結するなど、応急給水体制を強化します。

【(5) 広域連携・受援体制の整備】

ア 防災関係機関連絡協議会や防災会議などの実施により、防災関係機関との情報共有を図り、災害時の受援体制及び応援体制を強化します。

イ 県内各市、九州主要都市、政令指定都市などとの相互支援体制や、民間企業などとの災害時応急活動協定などを活用した効率的で効果的な災害対応体制を構築します。

第2節 危機管理の段階に応じた対応

現状と課題

市民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した際は、市庁舎・施設も被災し、職員、物資、情報、ライフラインなど利用できる資源に制約を受け、行政機能が低下することが予想されます。そのような中、限られた人員や資機材などの資源を効率的に投入し、市民の生命・身体・財産を守り、市民生活及び社会経済などへの影響を最小限に抑えることが必要です。

そこで、危機管理の段階（準備、初動、応急、復旧）において、「熊本市地域防災計画」「熊本市国民保護計画」「熊本市事件等対処計画」「熊本市業務継続計画」やマニュアルなどに基づき、速やかに人命救助や避難者対策、ライフラインの維持といった災害応急対策活動及び災害からの復旧復興活動を実施します。

基本方針

- 1 人命の保護と被害の最小化
- 2 危機管理の段階に応じた適切な被災者の援護
- 3 迅速な復旧復興

事業概要

【(1) 平常時からの備え】

ア 平常時から自然災害への事前対策、広域にまたがる環境被害や感染症など様々な危機事象を想定した事前対策（危機事象に対する調査、対応計画・行動マニュアルなどの作成や点検・確認、想定訓練の実施、関係機関並びに市民・事業者との情報交換、連携・協力体制の強化など）に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めます。

イ 科学的知見に基づいた防災・減災対策を実施するため、大学や研究機関・団体と連携し、災害リスクなどに関する基礎調査や市民セミナーを行います。

【(2) 業務継続計画・受援計画に基づく早期復旧】

ア 危機事象が発生した場合、市民の生命の安全確保を最優先するとともに、被害や影響を最小限にとどめるため、業務継続計画により限られた人員や資機材などの資源を効率的に投入し、非常時優先業務を実施します。

イ 災害時受援計画により、他の地方公共団体や民間企業及びボランティアなどからの応援を円滑に受け入れ、人的資源及び物的資源を非常時優先業務に効果的・効率的に配分・配置します。

ウ 専門体制の組織化及び関係機関との連携、情報の収集・分析、対処方針の決定、緊急対策の実施、市民への迅速かつ的確な情報提供などあらゆる緊急対策を迅速に実施します。

【(3) 市民生活の回復と再発防止】

ア 危機事象が収束した後は、市民生活の速やかな回復を図るため被災者などを援護します。

イ 危機事象の再発防止、被害の軽減の観点から、危機事象発生による被害、影響などを総合的に検証し、各事象に対応する計画や行動マニュアル、危機管理体制の見直しを行い、次の危機事象に備えます。

第3節 自助・共助・公助の役割分担による防災力の向上

現状と課題

あらゆる危機事象において、危機管理の段階（準備、初動、応急、復旧）に応じ防災活動を総合的かつ効果的に実施するためには、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担が重要です。

そこで、日頃からの備えと災害時の行動について、市民、地域、事業者、行政のそれぞれの役割を明確にし、相互に連携補完しながら、効果的で効率的な災害対応体制を構築します。

基本方針

- 1 官民連携による効果的な災害対応体制の構築

事業概要

【(1) 市民の防災力の向上】

ア 市民は自らの命を守ることを最優先とし、日頃からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努めます。

イ 災害に関する正しい知識の習得、避難行動・避難経路・避難場所の確認、7日分の備蓄など個人での取組に加え、出前講座などの防災啓発活動や防災訓練への参加など、日頃からの地域とのつながりと支え合いを大切にします。

【(2) 地域の防災力の向上】

ア 地域の自主防災クラブ、町内自治会、消防団、地域企業などは、日頃から校区防災連絡会などでの活動を通じ、地域コミュニティの維持・発展に取り組み、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努めます。

イ 自主防災クラブなどによる地域主導の防災訓練、地域版ハザードマップの作成、地域の担い手の育成などに取り組みます。

【(3) 事業者の防災力の向上】

ア 事業者は、管理する施設、組織などにおける危機事象の発生を防ぐため、事業継続計画の策定・運用に努め、生産力の強靱化と災害対応力の向上に取り組みます。

イ 地域社会の一員として、防災訓練への参加を通じ、積極的に市民、地域の各種団体などと相互に連携・協力するとともに、市の危機管理に積極的に協力するよう努めます。

【(4) 市の防災力の向上】

- ア 市は、市民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、地域の自発的な防災活動の促進を図り、災害時には市民力・地域力・行政力を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努めます。
- イ 必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を不断に推進します。
- ウ 市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害の教訓の伝承などに加え、要配慮者の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平常時からの交流を深められる環境整備を推進します。